

## 福島市指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領

### 1 指定の申請

- (1) 児童福祉法（以下、「法」という。）第 19 条の 9 第 1 項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式 1 により市長に申請する。
- (2) 指定を受ける対象は、福島市に所在する医療機関（病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者）とする。
- (3) 市長は、上記（1）の申請があった場合は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果を、別紙様式 4 により申請者へ通知する。  
なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。ただし、指定の決定をした日とその属する月の初日であった場合、当月からの指定とする。

### 2 変更の届出

- (1) 指定医療機関が、その名称及び所在地等、別紙様式 1 の内容に変更が生じた場合は、法第 19 条の 14 の規定に基づき、指定医療機関の開設者等は、別紙様式 2 により、指定を受けた市長に届け出なければならない。
- (2) 市長は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には質問や指導を行う。

### 3 指定の更新

- (1) 法第 19 条の 10 の規定に基づき指定医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）は、別紙様式 3 により、市長に申請する。
- (2) 市長は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別紙様式 5 により更新申請者へ通知する。

### 4 業務の休止等

指定医療機関は、児童福祉法施行規則（以下、「規則」という）第 7 条の 36 に基づき、①当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき、②医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条、第 28 条若しくは第 29 条、健康保険法第 95 条又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 72 条第 4 項若しくは第 75 条第 1 項に規定する処分を受けたとき、のいずれかに該当する場合は、別紙様式 6 により、速やかに市長に届け出なければならない。

### 5 指定の辞退

法第 19 条の 15 の規定に基づき指定医療機関の指定を辞退する場合、指定医療機関の開設者等は、別紙様式 7 により市長に申し出なければならない。  
ただし、指定の辞退を希望する日から 30 日以上予告期間を設ける必要がある。

### 6 公表

市長は、指定医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称等の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第 19 条の 19 の規定に基

づきホームページを通じて公表する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領の施行の際、現に作成されている従前の要領に規定する様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。